

J P B A N K V I S A カード／マスターカード規定集

目次

1	J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定	1
2	個人情報の取扱いに関する同意条項	22
3	キャッシュカード機能一体型特約	25
4	生活 d e リボ割特約	29
5	マイ・ペイすリボ特約	31
6	安心オプション特約	33
7	J P B A N Kカード i D 特約	35
8	J P B A N Kカード E T C 特約	42
9	J P B A N K V I S A カード／マスターカード保証委託約款 (三井住友カード株式会社)	47
10	保証会社(三井住友カード株式会社)の個人情報の取り扱いに関する同意条項	50
11	E d y サービス利用約款(ビットワレット株式会社)	55
12	J P B A N Kカード P i T a P a 特約	61

■ J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定

第 1 部 一般条項

1 会員

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この規定を承認のうえ、当行が発行する J P B A N K V I S A カード又は J P B A N K マスターカード（以下「カード」といいます。）の入会を申し込まれた個人で、当行が審査のうえ、入会を承認した方を本会員とします。
- (2) 本会員が自己の代理人として指定し、第 3 項及び第 4 項の責任を負うことを承認した家族で、当行が承認した方を家族会員とします。（以下本会員と家族会員を「会員」といいます。）
- (3) 本会員は、自己の代理人として家族会員に当行が当該家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」といいます。）及び会員番号をこの規定に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人としてこの規定に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
- (4) 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じるすべての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (5) 本会員は、家族会員に対しこの規定の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員がこの規定の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。

2 年会費

本会員は、当行に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費は、退会又は会員資格の喪失その他理由の如何を問わず返還しません。

3 届出事項の変更

- (1) 当行に届け出た住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、次項の場合を除き、直ちに会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、カード及び通帳を添えて、特に取り扱わないことを当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（郵便局株式会社が委託した者の事務所を含みます。）（以下この項において「本支店等」といいます。）以外の本支店等（第 21 条において「取扱本支店等」といいます。）に届け出てください。ただし、カードの紛失・盗難等、当行が適当と認める場合は、カード又は通帳の提出は必要ありません。

ん。

- (2) 暗証番号を変更する場合は、会員は、当行所定の届書にカードを添えて郵送により届け出てください。
- (3) 第1項の届出がなされていない場合でも、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
- (4) 第1項の届出がないために、当行からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

4 カードの貸与と取扱い

- (1) 当行は、本会員に氏名・会員番号・有効期限等を表面に印字した本会員の申込区分に応じたカードを発行し、貸与します。
- (2) 本会員は、当行が発行する他のクレジットカードと重複して申込みできないものとします。
- (3) 当行は、本会員からの申出により、家族会員に対して当行所定の枚数の家族カードを発行し、貸与します。なお、家族カードは本会員の申込区分と同一の区分のカードとします。
- (4) 本会員が、カードと共用カード（共用カード規定第1条（共用カード等）第1項の共用カードをいいます。）を重複して保有する場合、その枚数は当行所定の枚数までとし、また、家族会員は、家族カードと共用代理人カード（共用カード規定第1条（共用カード等）第2項の共用代理人カードをいいます。）を重複して保有できないものとします。
- (5) 会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員は、カード発行後も、当行が会員本人であることの確認を求めた場合にはこれに従うものとします。
- (6) カードの所有権は当行に帰属します。カードはカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。また、違法な取引に使用してはなりません。
- (7) 会員は、カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入れしてはならず、また、理由の如何を問わず、カードを他人に使用させ又は使用のために占有を移転させてはなりません。
- (8) カードの使用、管理に際して、会員が前各項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。

5 カードの有効期限

- (1) カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。

- (2) 有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいカードと会員規定を送付します。有効期限が経過した場合には、本会員は有効期限を経過したカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) カードの有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえどもこの規定を適用するものとします。

6 暗証番号

- (1) 当行は、本会員から申出のあったカードの暗証番号を当行所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合又は当行が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当行所定の方法により登録します。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。

7 カードの利用枠

- (1) カードの総利用枠は、本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボ及びキャッシング一括の利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
- (2) カード利用枠は、本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング及び海外キャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- (3) カードショッピングのうちリボルビング払い及び分割払い（3回以上のものをいいます。以下同様とします。）の未決済残高の利用枠は、カード利用枠のうち、その両者並びに本会員及び家族会員の合算額として当行が定めるものとします。
- (4) 前項の利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
- (5) 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、第2項のカード利用枠のうち、30万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
- (6) キャッシング利用枠は、本会員につき、本会員及び家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は第1項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- (7) キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
- (8) キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、第6項のキャッシング利用枠のうち、

30万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。

(9) 会員がこの条の利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払の責を負うものとします。

(10) この条の利用枠は、本会員の信用状態が悪化したと認められる場合等、当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

(11) この条の利用枠は、当行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、第5項、第7項及び第8項の利用枠は、本会員が希望し、当行が承認した場合に限り増額することができるものとします。

8 カードの再発行

本会員は、カードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によりカードの再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当行所定の方法により当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

9 カードの偽造、盗難、紛失等

(1) カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難等」といいます。）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。

(2) カードの紛失・盗難等の場合、紛失・盗難等によりカードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、会員は、速やかにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。

(3) 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

(4) 前項にかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払の責を負うものとします。

10 会員保障制度

(1) 前条第1項にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難等により他人にカードを不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。

(2) 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。

(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。

- ① 会員の故意又は重大な過失に起因する損害
- ② 損害の発生が保障期間外の場合
- ③ 会員の家族・同居人・当行から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
- ④ 会員が第4項の義務を怠った場合
- ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合

- ⑥ カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - ⑨ その他この規定に違反する使用に起因する損害
- (4) 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要なと認める書類を当行に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

11 カード利用の一時停止

- (1) 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合若しくは利用しようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、又は延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部又はいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
- (2) 当行は、会員がこの規定に違反し若しくは違反するおそれがある場合又はカードの利用状況に不審がある場合には、会員に事前に通知・催促等を行うことなく、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部又はいずれかを一時的に停止し、若しくは、本支店、加盟店又は現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）等を通じてカードの回収を行うことができます。当該カード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。

12 付帯サービス等

- (1) 会員は、当行又は当行の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス等」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス等及びその内容については別途当行から本会員に対し通知又は公表します。
- (2) 会員は、付帯サービス等の利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービス等の利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 会員は、当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービス等及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。
- (4) 会員は、第20条第1項若しくは第2項により会員資格が取り消された場合又は第21条により退会をした場合、付帯サービス等（会員資格取消前又は退会前に取得済の特典を含みます。）を利用する権利を喪失するものとします。

13 保証

- (1) 本会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
- (2) 本会員と保証会社との間の取決めは、別途「J P B A N K V I S A カード／マスターカード保証委託約款」に定めるものとします。
- (3) 当行が保証会社を変更した場合には、本会員は、当該新保証会社が定める、前項の保証委託約款と同等の内容の新保証委託約款を承認することに、あらかじめ同意することとします。

14 代金決済口座及び決済日

- (1) 本会員は、当該本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等この規定による一切の債務を、当該本会員が支払のために指定した通常貯金規定に定める通常貯金（本会員名義に限ります。以下「決済口座」といいます。）から自動払込み規定に定める自動払込み（以下「自動払込み」といいます。）により支払うものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めるときは、当行の指定する口座への払込み等当行が別途指定する方法で支払うものとします。
- (2) 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月 26 日（当日が当行休業日の場合は翌営業日）とします。
- (3) 支払期日における本会員の当行に支払うべき債務は、当該本会員が当行に支払うべき一切の債務のうち、前月末日の締切日までに、利用代金債権の当行への譲渡手続又は立替払いの当行への請求手続が終了したものが対象となります。
- (4) 当行は、本会員の毎月の支払に係る当行所定の利用代金明細書を支払期日までに本会員の届出住所あてに送付します。本会員は、当該利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後 10 日以内に当行に対し異議を申し出てください。ただし、支払が年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

15 海外利用代金の決済レート等

- (1) 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額を V I S A インターナショナルサービスアソシエーション又はマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下両者を「国際提携組織」といいます。）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として当該レートに 1.63 %を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- (2) 日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類が必要とされる場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限又は停止に応じていただくことがあります。

16 決済口座の残高不足等による再払込み等

決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の自動払込みができない場合には、当行は、支払期日以降の当行任意の日において、その全部又は一部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する方法で支払うものとします。

17 支払金等の充当順序

本会員の弁済した金額が、この規定及びその他の規定等に基づき当行に支払うべき一切の債務を完済させるに足りないときは、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

18 手数料率、利率の変更

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第24条の規定にかかわらず、当行から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボについては変更後の未決済残高又は融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

19 期限の利益の喪失

(1) 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規定に基づく当行に支払うべき一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

- ① 仮差押、差押若しくは競売の申請又は破産手続若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
- ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき
- ③ 自ら振り出した手形若しくは小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき
- ④ カードショッピング代金のリボルビング払い又は分割払いの債務の履行を遅滞し、当行から20日以上相当な期間を定めて書面で支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき

(2) 本会員は、当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合又は次条第1項若しくは第2項の規定により会員資格を取り消された場合には、リボルビング払い及び分割払いによるカードショッピング代金を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

(3) 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合には、当行の請求により、この規定に基づく当行に支払うべき一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

- ① 当行が所有権を留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき
 - ② この規定上の義務に違反し、その違反がこの規定の重大な違反となるとき
 - ③ 本会員の信用状態が悪化したとき
- (4) 本会員は、前3項の債務を支払う場合には、当行が指定する方法で支払うものとします。

20 会員資格の取消

- (1) 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとします。
- ① カードの申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収又は家族構成等会員の特定若しくは信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - ② この規定のいずれかに違反した場合
 - ③ カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - ④ 決済口座を解約した場合
 - ⑤ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不相当であると当行が判断した又は会員のカードの利用状況に不審があると当行が判断した場合
 - ⑥ 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ⑦ 本会員が、第13条第1項の保証を受けられなくなった場合
- (2) 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
- (3) 会員資格を取り消されたときは、本会員は、速やかにカードを当行に返却するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
- (4) 当行は、会員資格の取消を行った場合には、カードの無効通知及び無効登録を行い、本支店、加盟店又はATM等を通じて会員にカードの返却を求めることができるものとします。会員は、当該カードの返却を求められたときは、異議なく直ちにこれに応じるものとします。

21 退会

- (1) 本会員は、退会しようとするときは、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び本会員のカード（家族カードを発行している場合は当該家族カードも含みます。）を添えて取扱本支店等に提出してください。この場合、債務全額を弁済していただくことがあります。
- (2) 本会員は、家族会員のみが退会をする場合も、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び家族会員のカードを添えて取扱本支店等に提出してください。

22 業務の委託

当行は、クレジットカードに関する業務及びその他会員サービスに関する業務の全

部又は一部を個人情報の保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社及びその他の企業に委託できるものとします。

23 費用の負担

債務の支払等に関し法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

24 規定の変更、承認

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この規定の変更内容については、当行から変更内容を通知し又は新会員規定を送付した後に最初にカードを使用したときに、変更事項又は新会員規定を承認されたものとみなします。

第2部 ショッピング条項

25 カードショッピング

(1) 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

- ① 当行の加盟店
- ② 当行と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」といいます。）の加盟店
- ③ VISAカードにあってはVISAインターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードにあってはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドと提携した銀行又はクレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」といいます。）の加盟店

(2) 加盟店の店頭での利用手続

商品の購入その他の取引を行うに際し、次の方法によりカード決済することができます。

- ① 加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。
- ② 一部の加盟店においては、売上票への署名を省略する方法又は、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力する方法等、当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

(3) 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当行又は他のクレジットカード

ド会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等（以下この条において「会員番号等」といいます。）を記入することにより、又は電話で加盟店に対して会員番号等を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

(4) オンライン取引の際の利用手続

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当行又は他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号等をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

(5) 継続的利用代金の支払手段としての利用手続

会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号若しくは有効期限等が変更され又は会員資格喪失等によりカードが利用できなくなったときには、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、別途当行から指示がある場合にはこれに従うものとし、ただし、会員がカード種別変更等で会員番号が変更になった場合等当行が必要又は適当と認めたときには、当行が加盟店に対し新しい会員番号を通知する場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとし、

(6) カードの利用に際しては、原則として、当行の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当行が直接又は提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して、加盟店又は会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとし、

26 債権譲渡の承諾等

(1) 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとし、

① 当行と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当行に債権譲渡すること又は当行が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当行が適当と認めた第三者（この号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除きます。）を経由する場合があります。

② 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し又は提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

③ 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し又は海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。

(2) カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店との間で解決するものとし、

また、カードの利用により加盟店と取引した後に当該加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。

(3) 会員は、カード利用に係る債権の特定及び内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話その他の取引の内容及びそれに関する情報及び通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

(4) 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当行に完済するまでの間、当該商品の所有権が当行に帰属することを承諾するものとします。

27 カード利用代金の支払区分

(1) カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い及び分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、あらかじめ当行が適当と認めた会員が、当行が認めた加盟店で指定できるものとします。

(2) 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

28 1回払い・2回払い・ボーナス一括払い

1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの支払期日及び支払金額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

① 1回払いについては、利用額の全額につき翌月の支払期日

② 2回払いについては、利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日

③ ボーナス一括払いについては、毎年1月1日から6月30日までの利用分につき8月の支払期日、毎年8月1日から11月30日までの利用分につき翌年1月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

29 リボルビング払い

(1) リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

① カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。

② カード利用の際に1回払い・2回払い・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当該申出について当行が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払いに変更する方法（以下「あとからリボ」といいます。）。その場合、手数料・支払金額等については、1回払い・2回払いから変更するときは、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱うものとし、ボーナス一括払いから変更するときは、ボーナス一括払いの支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに第20条による会員資格の取消があった場

合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

- (2) 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、弁済金（毎月支払額）のお支払コースを指定した際に指定した金額（5千円又は1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて第3項の手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
- (3) 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率より年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- (4) 本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。
- (5) 第26条第2項のカード利用後の取消があった場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、当該取消にかかわらず第3項の手数料が発生するものとし、会員はこれを支払うものとします。

30 分割払い

- (1) 分割払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - ① カード利用の都度分割払いを指定する方法。
 - ② カード利用の際に1回払い・2回払い・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が適当と認めた本会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、1回払い・2回払いから変更するときは、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いから変更するときは、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
 - ③ 分割払いの指定をした後、第1回目の支払前であれば②の場合に準じて支払回数の変更ができるものとします。
- (2) 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表のとおりとします。ただし、24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合に限り指定できます。
- (3) 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支

払総額を支払回数で除した金額（端数は初回に算入します。）とし、翌月の支払期日から支払うものとしします。

- (4) 本会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
- (5) 第26条第2項のカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、当該取消にかかわらず第2項の手数料が発生するものとし、会員はこれを支払うものとしします。
- (6) また、本会員が希望し、当行が適当と認めた場合に限り、ボーナス支払月に加算した額を支払う方法とすることができます。

31 遅延損害金

- (1) 本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日までの期間、分割払いに係る分割支払金合計の残金全額については商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金については年14.6%を乗じた額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、本会員が、カードショッピングの支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日までの期間、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、分割払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額に対し商事法定利率を乗じた額を超えないものとしします。

32 見本・カタログ等と現物の相違

会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品又はサービス（以下総称して「商品等」といいます。）の購入を行なった場合において、引き渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換請求又は当該売買契約の解除をすることができます。

33 支払停止の抗弁

- (1) 会員は、リボルビング払い又は分割払いにより購入した商品等（割賦販売法の指定商品・指定権利・指定役務に限ります。）について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対する当該事由に係る商品等に係る債務について支払を停止することができます。
 - ① 商品等の引渡し又は提供がなされないこと。
 - ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること。
 - ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

- (2) 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申し出るときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
- (3) 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ支払停止の事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 会員は、第2項の申出をしたときは、直ちに支払停止の事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当行に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当行が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
- (5) 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
- ① 売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除きます。）であるとき
 - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
 - ③ 分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - ④ 海外加盟店でカードを利用したとき
 - ⑤ 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき
- (6) 会員は、当行がカードショッピング代金の残高から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金の支払を継続するものとします。

第3部 キャッシング条項

34 キャッシングリボの利用方法

本会員は、自ら又は家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>のとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

35 キャッシングリボの利率及び利息の計算

- (1) キャッシングリボの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>のとおりとします。
- (2) お持ちのカードを他のカードに切り替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
- (3) 本会員は、キャッシングリボの借入金に対し、当行所定の利率（付利単位100円）に対し、借入日の翌日より当行所定の利率による利息を支払うものとします。ただ

し、当行が定める日までにキャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更する申込みを行い、当行が認めた場合、変更できる方法（以下「キャッシングもあとからリボ」といいます。）により、キャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更したときは、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。

- (4) 毎月の利息額は、第 14 条の毎月の締切日までの日々の残高に対し年 365 日（閏年は年 366 日）で日割計算した金額を 1 か月分とし、同条により翌月の支払期日に支払うものとします。

36 キャッシングリボの借入金の支払

- (1) キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当行が設定若しくは増額又は減額できるものとします。ただし、会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、又はボーナス月増額返済によることができるものとします。
- (2) キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第 4 項の経過利息の合計として当行が指定した金額を、第 14 条により支払うものとします。
- (3) 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>のとおりとします。

37 キャッシング一括の利用方法

本会員は、自ら又は家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法>のとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

38 キャッシング一括の利率及び利息の計算

- (1) キャッシング一括の利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>のとおりとします。
- (2) 本会員は、キャッシング一括の借入金（付利単位 100 円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
- (3) 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年 365 日（閏年は 366 日）で日割計算した金額を経過利息として、翌月の支払期日に支払うものとします。

39 キャッシング一括の借入金の支払

- (1) キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は 1 回とします。

- (2) 毎月の返済額は、第 14 条の毎月の締切日までの借入金と前条第 3 項の経過利息とを合計し、第 14 条により翌月の支払期日に支払うものとします。
- (3) 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>のとおりとします。
- (4) キャッシング一括の借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みを行い、当行が適当と認めた場合は、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

40 海外キャッシュサービスの利用方法

本会員は、自ら又は家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法>のとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

41 海外キャッシュサービスの利率および利息の計算

- (1) 海外キャッシュサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>のとおりとします。
- (2) 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金(付利単位 100 円)に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
- (3) 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年 365 日(閏年は 366 日)で日割計算した金額を経過利息として、翌月の支払期日に支払うものとします。

42 海外キャッシュサービスの借入金の支払

- (1) 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は 1 回とします。
- (2) 毎月の返済額は、第 14 条の毎月の締切日までの借入金と前条第 3 項の経過利息とを合計し、第 14 条により翌月の支払期日に支払うものとします。
- (3) 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第 15 条により換算された円貨とします。
- (4) 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部又は一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>のとおりとします。
- (5) 海外キャッシュサービスの借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みを行い、当行が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日まで

を海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を年 365 日（閏年は 366 日）で日割計算します。

43 キャッシングの遅延損害金

- (1) 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金に対し支払期日の翌日から完済の日までの期間、期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日から完済の日までの期間、年 20.0 % を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2) 前項の取扱いはキャッシング一括及び海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法>

	本会員			家族会員		
	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス
当行が指定する A T M 等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当行の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	—	○	—	—	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	○	—	×	×	—
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	—	○	—	—

●借入金を事業用途に利用しないこと。

<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

名 称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング リボ	元利定額 返済	利用残高及び返済方法に応じ、元金と 利息を完済するまでの期間、回数。 利用枠の範囲内で繰り返し借り入れる 場合には、利用残高に応じて、返済期 間、返済回数は変動する。 <返済例> 借入額 5 万円、元利定額返済・毎月 返済額 1 万円、実質年率 18.0% の場 合、7 か月・7 回 [*] 。 ※ 6 回目・7 回目の返済額は 1 万円未 満	一般カード会員 …実質年率 18.0% ゴールドカード会員 …実質年率 15.0%
キャッシング 一括	元利一括 返済	26 日～56 日 (但し暦による)・1 回	一般カード会員 …実質年率 18.0%
海外 キャッシュ サービス			ゴールドカード会員 …実質年率 15.0%

- 担保不要。第 13 条の保証会社三井住友カード株式会社以外の保証人不要。
- 元本・利息以外の金銭の支払不要
- キャッシングサービス利用後に返済期間や回数を記載したカード利用代金明細書等をお送りします。ただし、追加の利用や繰上返済により当該書面内容が変動する場合があります。

<キャッシングリボのお支払例>

8 月 1 日に 100,000 円ご利用 (実質年率 18.0% の場合)

◆ 初回 (9 月 26 日) お支払

①お支払元金 … 8,521 円 ②利息※ … 1,479 円
③お支払金額 … 10,000 円 ④お支払後残高 … 91,479 円

◆ 第 2 回 (10 月 26 日) お支払

①お支払元金 … 8,538 円 ②利息※ … 1,462 円
③お支払金額 … 10,000 円 ④お支払後残高 … 82,941 円

◆ 第 3 回 (11 月 26 日) お支払

①お支払元金 … 8,624 円 ②利息※ … 1,376 円
③お支払金額 … 10,000 円 ④お支払後残高 … 74,317 円

※利息計算方法

初 回 (8 月 2 日～8 月 31 日分) $100,000 \text{ 円} \times 18.0\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}$

第 2 回 (9 月 1 日～9 月 30 日分、支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)
 $100,000 \text{ 円} \times 18.0\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} + 91,400 \text{ 円} \times 18.0\% \times 4 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}$

第3回 (10月1日～10月31日分、支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)

$$91,400 \text{円} \times 18.0\% \times 26 \text{日} \div 365 \text{日} + 82,900 \text{円} \times 18.0\% \times 5 \text{日} \div 365 \text{日}$$

日割計算のため、ご利用日、お支払日により異なります。

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い

元金定額返済

一般カード会員…実質年率 15.0%

ゴールドカード会員…実質年率 12.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金 100 円 当りの分割払手 数料の額 (円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

※ただし、24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合に限り指定できます。

<リボルビング払いのお支払例>

(毎月弁済金 1 万円、実質年率 15.0%の場合)

8月1日から8月31日までに 50,000 円ご利用の場合

◆ 初回 (9月26日) お支払 (ご利用残高 50,000 円)

- ① お支払元金 … 10,000 円
- ② 手数料 … ありません。
- ③ 弁済金 … 10,000 円 (①)
- ④ お支払後残高 … 40,000 円 (50,000 円 - 10,000 円)

◆ 第2回 (10月26日) お支払 (ご利用残高 40,000 円)

- ① お支払元金 … 10,000 円
- ② 手数料 (9月1日から9月30日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) … $50,000 \text{円} \times 15.0\% \times 26 \text{日} \div 365 \text{日} + 40,000 \text{円} \times 15.0\% \times 4 \text{日} \div 365 \text{日} = 599 \text{円}$
- ③ 弁済金 … 10,599 円 (①10,000 円 + ②599 円)
- ④ お支払後残高 … 30,000 円 (40,000 円 - 10,000 円)

◆ 第3回 (11月26日) お支払 (ご利用残高 30,000 円)

- ① お支払元金 … 10,000 円
- ② 手数料 (10月1日から10月31日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) … $40,000 \text{円} \times 15.0\% \times 26 \text{日} \div 365 \text{日} + 30,000 \text{円} \times 15.0\% \times 5 \text{日} \div 365 \text{日} = 489 \text{円}$
- ③ 弁済金 … 10,489 円 (①10,000 円 + ②489 円)
- ④ お支払後残高 … 20,000 円 (30,000 円 - 10,000 円)

<分割払いのお支払例>

利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

- ①分割払手数料 50,000 円 × (6.70 円 ÷ 100 円) = 3,350 円
 ②分割支払金合計 50,000 円 + 3,350 円 = 53,350 円
 ③分割支払額 53,350 円 ÷ 10 回 = 5,335 円

<繰上返済の可否及び方法>

	リボルビング 払い	分割 払い	キャッシング リボ	キャッシング 一括	海外キャッシュ サービス
当行が別途定める期間において、 当行指定の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	○ (全額返済のみ可)
当行が別途定める期間に事前に当 行に申出ることにより、支払期日 に自動払込みにより返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当 行に申出のうえ、当行所定の方法 により口座へ入金する方法（手数料 は負担いただきます）	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○

- ※ 1： 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
- ※ 2： 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、年 365 日（閏年は 366 日）とする日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。
- ※ 3： キャッシング一括と海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に利用し、当行が別途定める期間において当行が指定する提携金融機関の A T M から入金して返済する方法にて全額繰上返済する場合、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの元本・利息の合計額のみ返済が可能です。
- ※ 4： 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カード又はその会員番号を用いて A T M 等で繰上返済を行わせることができます。家族カード又はその会員番号を用いて A T M 等で繰上返済の手続の全部又は一部（手続が途中で中止された場合を含みます。）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員のカード及び家族カード並びにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止のお手続は、お近くのゆうちょ銀行若しくは郵便局窓口にお申出ください。
3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談、この規定についてのお問い合わせ・ご相談及び、支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。

【J P B A N K カードデスク】電話番号 0120-933-000

※携帯電話、PHS、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは

東京 03-5392-7170 大阪 06-6533-8004

4. カードの紛失・盗難等に関するご連絡は下記のV J紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

【V J紛失・盗難受付デスク】電話番号 0120-919-456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京 03-5392-7303 大阪 06-6228-1210

以上

■個人情報の取扱いに関する同意条項

＜この同意条項は、JP BANK VISA カード／マスターカード会員規定（以下「この規定」といいます。）の一部を構成します。＞

1 個人情報の収集・保有・利用等

(1) 会員及び入会申込者（以下「会員等」といいます。）は、この規定（この申込みを含みます。以下同じとします。）による取引を含む当行との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、次の①から⑩までの情報（以下「個人情報」といいます。）を当行が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます。）をすること（②の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します。）及び法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

- ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号又は勤務先等、会員等が入会申込時及び入会後に届け出た事項
- ② 入会申込日、入会承認日、有効期限及び利用可能枠等、会員等と当行との契約内容に関する事項
- ③ 会員のカードの利用内容、カードの支払状況
- ④ 会員等のお問い合わせ内容（お問い合わせにより知り得た情報を含みます。）
- ⑤ 会員等が入会申込時に届け出た収入若しくは負債等又は当行若しくは会員規定第 22 条（業務の委託）の業務受託会社である三井住友カード株式会社が収集したクレジット利用・支払履歴
- ⑥ 法令で定める本人確認書類等の記載事項
- ⑦ 当行が適切かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑧ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑨ 当行へ届け出た電話番号の過去 5 年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報
- ⑩ 会員のご利用残高、お支払状況等この規定により発生した取引事実に基づく信用情報

(2) 会員等は、当行が次の目的のために前項①から③までの個人情報を利用することを同意します。

- ① 当行が取り扱っている又は取り扱う予定のサービス・商品情報のお知らせを送付するため。また、関連するアフターサービスのため。
- ② 当行との取引に関するご連絡やご案内のため。
- ③ 当行が取り扱っている又は取り扱う予定のサービス・商品に関する市場調査又

は開発のため。

- ④ 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動を行うため。
 - ⑤ 当行のクレジットカード加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物を送付するため。
- (3) 会員は、第1項①から③までの個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。この項に基づく利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又はゆうちょ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」をご確認ください。
- ① 各種サービスに関するご案内、研究および開発のため
 - ② 各種サービスのご提供に際しての判断のため
 - ③ 各種リスクの把握および管理など、グループとしての経営管理業務の適切な遂行のため

2 繰上返済時の残高の開示

本会員は、家族会員が家族カード又はその会員番号を用いて、ATM等で繰上返済の手続の全部又は一部（手続が途中で中止された場合を含みます。）を行う場合、当行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカード並びに家族カード及びそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

3 個人情報の提供

- (1) 会員等は、当行が当行の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、この同意条項に規定する個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
- (2) 会員等は、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、保証会社の個人情報の取り扱いに関する同意条項に規定する個人情報を保証会社に提供することに同意します。

4 利用の中止の申出

会員等は、この同意条項第1条第2項による同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カード又はご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。利用の中止を申し出る場合は、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にお申し出ください。

5 個人情報の開示・訂正・削除

(1) 会員等は、当行に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

当行に開示を求める場合には、この同意条項第9条のお問い合わせ先にご請求ください。

(2) 開示請求により、万一登録内容が不正確であること又は誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

6 会員契約が不成立の場合

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、この同意条項第1条第1項の目的に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

7 退会後又は会員資格取消後の場合

この規定第21条（退会）による退会の申出又はこの規定第20条（会員資格の取消）による会員資格の取消後も、この同意条項第1条第1項の目的及び開示請求等に必要範囲内で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

8 この規定等に不同意の場合

当行は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及びこの規定の内容の全部又は一部を承認できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、この同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当行が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

9 個人情報に関するお問い合わせ

この同意条項第5条による個人情報の開示・訂正・削除等の請求については、下記の当行 本社 個人情報開示担当窓口までお願いします。なお、手続きの詳細についてはインターネットの当行ホームページをご確認ください。

<ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2

10 この同意条項の変更

この同意条項は法令に定める手続により、必要範囲内で変更できるものとします。

以上

■キャッシュカード機能一体型特約

1 適用会員

- (1) この特約は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及びJ P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で次条の一体型カード等の利用申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「本会員」といいます。）に対して適用します。
- (2) この特約は、会員規定第1条（会員）第2項の家族会員に対しても適用します。（以下、本会員及び家族会員を「会員」といいます。）

2 一体型カード等

- (1) 一体型カードとは、会員規定第4条（カードの貸与と取扱い）第1項により当行が発行し貸与するカード（以下「クレジットカード」といいます。）に、当行所定の方法による通常貯金の預金者の申出により、当該貯金に係るキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。以下「キャッシュカード機能」といいます。）を追加したカードをいいます。
- (2) 一体型家族カードとは、会員規定第4条（カードの貸与と取扱い）第3項により当行が発行し、貸与する家族カード（以下「家族カード」といいます。）に、当行所定の方法による前項の通常貯金の預金者の申出により、キャッシュカード機能を追加したカードをいいます。なお、当行は、本会員に一体型カードを発行し、貸与する又は貸与している場合に限り、家族会員に一体型家族カードを発行し、貸与します。
- (3) 一体型カードの家族カードに係る申込区分は、当行所定の区分カードとします。

3 取扱店の範囲

一体型カード及び一体型家族カード（以下「一体型カード等」といいます。）によるこの特約における取扱いは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（郵便局株式会社が委託した者の事務所を含みます。）（以下この条、第8条第1項②及び第9条第1項において「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

4 一体型カード等の所有権

一体型カード等の所有権は当行に帰属します。ただし、一体型カード等のうち、ビットワレット株式会社が提供するE d yカードの機能（ビットワレット株式会社が定める「E d yサービス利用約款」に規定する機能をいいます。）を付加した一体型カード等の所有権については、当行及びビットワレット株式会社に帰属するものとします。

5 一体型カード等の発行

- (1) 一体型カードとキャッシュカード規定第1条のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）の併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。
- (2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条の代理人のためのカード（以下「代理人カード」といいます。）の併用についても同様とします。また、既に当行より代理人カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理人カードと同一名義に限ります。
- (3) 共用カード規定第1条第2項の共用代理人カード（以下「共用代理人カード」といいます。）を交付されている場合は、一体型家族カードの貸与を受けられませんので、一体型家族カードをご希望の場合は共用代理人カードを廃止してください。
- (4) 第1項後段（第2項により同様とされた場合を含みます。）による切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

6 一体型カード等の有効期限

- (1) 一体型カード等の会員規定第5条（カードの有効期限）の有効期限は、当行が指定するものとし、一体型カード等の表面に記載した月の末日までとします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。
- (2) 有効期限の2か月前までに第9条第1項による利用の廃止の届出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しい一体型カード等とこの特約及び会員規定を送付します。有効期限が経過した場合には、本会員は有効期限が経過した一体型カード等を直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。
- (3) 一体型カード等の有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえども会員規定を適用するものとします。

7 一体型カード等のカードの再発行

- (1) 本会員は、一体型カード等の盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由により一体型カード等の再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限り、一体型カード等を再発行します。この場合、キャッシュカード規定第16条（カードの再交付）第1項のICキャッシュカードの再交付の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 一体型カード等の再発行に当たり、本会員は、当行所定の方法により当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

8 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等

(1) 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等により一体型カード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、会員は、速やかに次の①及び②の連絡先の双方に通知することとします。

① V J 紛失・盗難受付デスク

(V J 紛失・盗難受付デスクの連絡先) 0120-919-456

② カード紛失センター又は本支店等 (以下「紛失センター等」といいます。)

(カード紛失センターの連絡先) 0120-794-889

(2) 当行は、V J 紛失・盗難受付デスクにおいて会員から前項の通知を受けた場合は直ちに会員規定に定めるクレジットカードとしての機能 (以下「クレジットカード機能」といいます。) を停止し、紛失センター等において会員から前項の通知を受けた場合は直ちに一体型カード等による貯金の払戻停止及び振替停止の措置を講じます。

9 一体型カード等の機能の廃止等

(1) 次の場合には、本会員は、当行所定の届書に記名押印 (又は署名) し、通帳及び一体型カード等を添えて本支店等に提出してください。

① 一体型カード等のクレジットカード機能を廃止しようとするとき

② 一体型カード等のキャッシュカード機能を廃止しようとするとき

③ 一体型カード等のクレジットカード機能とキャッシュカード機能の双方を廃止しようとするとき

(2) 前項の届出があったときは、会員規定第 21 条 (退会) 第 1 項による退会の届出及びキャッシュカード規定第 19 条 (カード利用の廃止等) 第 1 項の廃止の届出があったものとして取り扱います。ただし、一体型家族カードのクレジットカード機能又はキャッシュカード機能を廃止しようとして前項の届出をしたときは、会員規定第 21 条 (退会) 第 2 項の退会の届出及びキャッシュカード規定第 19 条 (カード利用の廃止等) 第 1 項の廃止の届出 (一体型家族カードに限ります。) があったものとして取り扱います。

(3) 会員は、次の①から⑤までの一にでも該当する場合は、当行に一体型カード等を提出する場合があること又は回収される場合があること若しくは一体型カード等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ了承することとし、それに伴い会員に生じる不利益・損害等について、当行は一切責任を負わないものとします。

① 一体型カード等が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

② 当行が一体型カード等の利用を不相当と認めた場合

③ 第 1 項の届出を行った場合

④ 会員規定第 11 条 (カード利用の一時停止) によりクレジットカード機能の利用が停止された場合

⑤ 会員規定第 20 条 (会員資格の取消) により会員資格が取り消された場合

10 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し又は新特約を送付した後に最初に一体型カード等を利用したときに、変更事項又は新特約を承認されたものとみなします。

11 各規定の適用

一体型カード等には、この特約のほか、「会員規定」、「キャッシュカード規定」、「生体認証規定」及び「デビットカード規定」が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用され、次いで会員規定が優先して適用されるものとします。

以上

■生活 de リボ割特約

1 優遇概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）は、公共料金等を会員規定第 25 条（カードショッピング）のカードショッピング（以下「カード決済」といいます。）によりお支払している場合、この特約により、会員規定第 29 条（リボルビング払い）第 3 項のリボルビング払い手数料（以下「リボ払い手数料」といいます。）を優遇するものとします。

2 公共料金等の定義

優遇対象となる公共料金等の種類は、当行が指定し、当行所定の方法で会員に通知又は公表します。

3 公共料金等の支払の判定

(1) 会員が、公共料金等をカード決済によりお支払しているかどうかの判定は、当行が所定の方法で行うものとします。

(2) 前項による判定の結果、会員に適用されるリボ払い手数料が変更された場合は、当行所定の方法により会員に通知又は公表します。

4 リボ払い手数料優遇の内容

当行は、会員がカード決済によりお支払している公共料金等の種類の件数に応じて、当行所定の方法により、下表のとおり、リボ払い手数料を優遇するものとします。

	ゴールドカード	一般カード
基準手数料率	12.0%	15.0%
公共料金等 1 種類支払	11.0%	14.5%
2 種類支払	10.0%	14.0%
3 種類支払	9.0%	13.5%
4 種類支払以上		13.0%

※手数料率は、実質年率

5 リボ払い手数料優遇の終了

会員が、会員規定第 20 条（会員資格の取消）により会員資格が取り消された場合、会員規定第 21 条（退会）により任意に退会した場合、その他この特約及び会員規定に違反があった場合は、当行は直ちにリボ払い手数料の優遇を終了し、基準手数料率を適用するものとします。

6 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し又は新特約を送付した後に最初に J P B A N K V I S A カード又は J P B A N K マスターカードを利用したときに、変更事項又は新特約を承認されたものとみなします。

7 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

以上

■マイ・ペイすりボ特約

1 取扱概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）は、当行に支払うべき毎月のリボルビング払いの弁済金の上限額（以下「マイ・ペイすりボ基準額」といいます。）をあらかじめ指定することができます。（以下当該指定によるリボルビング払いを「マイ・ペイすりボ」といいます。）

2 カード利用代金の支払区分等

(1) マイ・ペイすりボ基準額を指定している会員の支払区分は、すべてリボルビング払いとします。なお、カード利用の際に 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当行が指定する加盟店では、全て支払区分が 1 回払いとなる場合があります。

(2) カード利用の弁済金（毎月支払額）は、会員規定第 29 条（リボルビング払い）にかかわらず、次のとおりとします。なお、会員が希望し当行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

① お支払コースを指定したときに指定した金額（5 千円又は 1 万円、ゴールドカードの場合は 1 万円。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします。）に次号の手数料を加算した額。

② 手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高（付利単位 100 円）に対し、当行所定の手数料率により年 365 日（閏年は 366 日）で日割計算した金額を 1 か月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

3 毎月支払額の増額

当行が定める日までに当行所定の方法で申出を行い当行が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額して支払うことができるものとします。

4 キャッシング一括

マイ・ペイすりボ基準額を指定している会員のうち、当行が適当と認めた者についてはキャッシング一括を利用できるものとします。

5 マイ・ペイすりボの解約

マイ・ペイすりボを解約する場合は、当行所定の方法で申出を行うものとします。

6 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し、又は新特約を送付した後に最初に J P B A N K V I S A カード又は J P B A N K マスターカードを利用したときに、変更事項又は新特約を承認されたものとみなします。

7 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

<お支払例（お支払コース 1 万円の場合）>

8 月 1 日～8 月 31 日までに 50,000 円ご利用(実質年率 15.0%の場合)

◆初回（9 月 26 日）お支払（ご利用残高 50,000 円）

- ①お支払元金…10,000 円
- ②手数料…ありません
- ③弁済金…10,000 円
- ④お支払後残高…50,000 円－10,000 円＝40,000 円

◆第 2 回（10 月 26 日）お支払

- ①お支払元金…10,000 円
- ②手数料（9 月 27 日～9 月 30 日までの分）… $40,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 4 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 65 \text{ 円}$
- ③弁済金…10,065 円（①10,000 円＋②65 円）
- ④お支払後残高…40,000 円－10,000 円＝30,000 円

◆第 3 回（11 月 26 日）お支払

- ①お支払元金 …10,000 円
- ②手数料（10 月 1 日～10 月 31 日までの分）
… $40,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} + 30,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 5 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 489 \text{ 円}$
※支払期日をまたぐので元金が途中で変わります
- ③弁済金…10,489 円（①10,000 円＋②489 円）
- ④お支払後残高…30,000 円－10,000 円＝20,000 円

以上

■安心オプション特約

1 取扱概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）は、当行に支払うべき毎月のカード利用代金の上限支払金額（以下「安心オプション基準額」といいます。）をあらかじめ指定することができます。（以下当該指定による支払方法を「安心オプション」といいます。）

2 カード利用代金の支払区分等

(1) 安心オプション基準額を指定している会員のカード利用代金の支払区分は、会員規定第 27 条（カード利用代金の支払区分）にかかわらず、カード利用代金が安心オプション基準額の範囲内の場合は 1 回払い、安心オプション基準額を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、カード利用の際に 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当行が指定する加盟店では、全て支払区分が 1 回払いとなる場合があります。

(2) 安心オプション基準額は、会員規定第 29 条（リボルビング払い）にかかわらず、お支払コースを指定したときに指定した金額（2 万円以上 1 万円単位とします。ただし、締切日の残高が安心オプション基準額に満たないときはその金額とします。）に次条の手数料を加算した額とします。なお、会員が希望し当行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

3 手数料の支払

手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高（付利単位 100 円）に対し、当行所定の手数料率により年 365 日（閏年は 366 日）で日割計算した金額を 1 か月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

4 安心オプションの解約

安心オプションを解約する場合は、当行所定の方法で申出を行うものとします。

5 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し、又は新特約を送付した後に最初に J P B A N K V I S A カード又は J P B A N K マスターカードを利用したときに、変更事項又は新特約

を承認されたものとみなします。

6 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

<お支払例（安心オプション5万円の場合）>

8月1日～8月31日までに120,000円ご利用(実質年率15.0%の場合)

◆初回（9月26日）お支払（ご利用残高120,000円）

- ①支払元金…50,000円
- ②手数料…ありません
- ③弁済金…50,000円
- ④お支払後残高… $120,000円 - 50,000円 = 70,000円$

◆第2回（10月26日）お支払

- ①お支払元金…50,000円
- ②手数料（9月27日～9月30日までの分）… $70,000円 \times 15.0\% \times 4日 \div 365日 = 115円$
- ③弁済金…50,115円（①50,000円＋②115円）
- ④お支払後残高… $70,000円 - 50,000円 = 20,000円$

◆第3回（11月26日）お支払

- ①お支払元金…20,000円
- ②手数料（10月1日～10月31日までの分）
… $70,000円 \times 15.0\% \times 26日 \div 365日 + 20,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 789円$

※支払期日をまたぐので元金が途中で変わります

- ③弁済金…20,789円（①20,000円＋②789円）
- ④お支払後残高… $20,000円 - 20,000円 = 0円$

以上

■ J P B A N K カード i D 特約

1 定義

「iD決済システム」（以下「この決済システム」といいます。）とは、携帯電話等に搭載された非接触ICチップを用いて行うクレジット決済システムをいいます。

2 iD会員

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及びJ P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で、携帯電話を使用したこの決済システムの利用の申込みをし、当行が適当と認めた方を「iD会員（ケータイ型）」とします。
- (2) 当行に対し、この特約及び会員規定を承認のうえ、当行所定の方法で、次項のカード（以下「iD一体型カード」といいます。）の発行の申込みをし、当行が適当と認めた方を「iD会員（一体型）」とします。

また、会員規定第1条（会員）第2項の家族会員（以下「家族会員」といいます。）は、同条第1項の本会員（以下「本会員」といいます。）がiD会員（一体型）の場合に限り、同様にiD会員（一体型）とします。

- (3) 当行はiD会員（一体型）に対して、会員規定に定めるクレジットカードの機能等（以下「クレジットカード機能」といいます。）とこの特約に定めるこの決済システムの利用機能の双方を備えた一枚のカードを発行し、貸与します。
- (4) 家族会員が第1項の携帯電話を使用したこの決済システムの利用を申し込むに当たっては、本会員がiD会員（ケータイ型）である場合に限ります。
- (5) 本会員は、iD会員（ケータイ型）又はiD会員（一体型）（以下「iD会員」といいます。）である家族会員によるこの決済システムの利用により生じる全ての責任（第8条に定める利用代金の支払義務を含みます。）を負うものとします。この場合、iD会員である家族会員は、当行が、当該家族会員によるこの決済システムの利用内容・利用状況等（この特約において家族会員の利用とみなす場合を含みます。）を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (6) 本会員は、iD会員である家族会員に対しこの特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員がこの特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。

3 iD会員番号及びアクセスコードの発行

- (1) 当行は、iD会員（ケータイ型）に対し、iD会員番号及びアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
- (2) iD会員（ケータイ型）は当行から通知されたiD会員番号及びアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、iD会員（ケータイ型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。

- (3) iD会員（ケータイ型）は、第5条の会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し又は盗難された場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
- (4) 第三者が、アクセスコード及び次条の暗証番号を使用して第5条の会員情報登録のうち、この決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。

4 暗証番号

- (1) 当行は、iD会員より申出のあったiDの暗証番号を当行所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合又は当行が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当行所定の方法により登録します。
- (2) iD会員は、前項により登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。この決済システムの利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、iD会員は、そのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。

5 会員情報登録

- (1) iD会員（ケータイ型）は、当行から通知されたアクセスコードを使用して、携帯電話に装備された非接触ICチップに、この決済システムの利用に必要な情報（以下「iD会員情報（ケータイ型）」といいます。）を登録します。なお、iD会員（ケータイ型）は、当行が指定する所定の期間内にiD会員情報（ケータイ型）を登録するものとし、当該期間終了後に登録する場合、又は一度登録してから再度登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。
- (2) iD会員（ケータイ型）は、当行が指定するダウンロードセンターからこの決済システムを利用するために必要な当行が指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）を、当行所定の方法で携帯電話にダウンロードしたうえで、アクセスコード及び暗証番号を入力するなど当行所定の方法によりiD会員情報（ケータイ型）を登録するものとします。ただし、携帯電話にあらかじめ指定アプリケーションがインストールされている場合は、当該アプリケーションのダウンロードの手続を省略できるものとします。
- (3) iD会員（ケータイ型）は前項の手続に先立ち、自己の責任及び費用負担において、この決済システムに対応しうる機能を備えた携帯電話の準備及び携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結その他この決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
- (4) iD会員（ケータイ型）が前項の準備を怠ったことによりこの決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、この決済システムの利用の全部又は一部が制限される場合があります。

6 iD携帯等の利用

- (1) iD会員（ケータイ型）は、前条第2項によりiD会員情報（ケータイ型）を登録した携帯電話（以下「iD携帯」といいます。）を当行所定の方法で使用することにより、当行が会員に発行したクレジットカード（以下「決済用カード」といいます。）に代えて、この決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD加盟店」といいます。）での支払手段とすることができます。
- (2) iD会員（一体型）は、iD一体型カードを当行所定の方法で使用することにより、iD加盟店での支払手段とすることができます。
- (3) iD会員（ケータイ型）は、決済用カードの代わりにiD携帯を用いて当行が別途指定する現金自動預払機等において、会員規定第34条（キャッシングリボの利用方法）のキャッシングリボとして別途定める利用方法により、当行から現金を借り受けることができます。

7 iD携帯の管理

- (1) iD会員（ケータイ型）は、iD携帯の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、iD会員（ケータイ型）本人以外の第三者にiD携帯によるこの決済システムの利用をさせてはなりません。
- (2) iD会員（ケータイ型）は、iD携帯につき機種変更、修理若しくは廃棄又は第三者に対する譲渡、貸与若しくは担保提供等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、併せてiD携帯に登録されているiD会員情報（ケータイ型）を事前に削除するものとし、ます。
- (3) iD会員（ケータイ型）は、iD携帯に装備された非接触ICチップ及び指定アプリケーションにつき偽造、変造又は複製等を行ってはなりません。
- (4) iD会員（ケータイ型）が前3項に違反したことによりiD会員（ケータイ型）本人以外の第三者がiD携帯を使用してこの決済システムを利用した場合は、当該第三者による利用をiD会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。

8 利用代金の支払

- (1) 本会員であるiD会員（ケータイ型）は、この特約に基づく一切の債務を、会員規定に基づく決済用カードの利用代金として、その他の決済用カードの利用代金等と合算して支払うものとし、ます。
- (2) 本会員であるiD会員（一体型）は、この特約に基づく一切の債務を、会員規定に基づくiD一体型カードのクレジットカード機能の利用代金として、iD一体型カードのクレジットカード機能の利用代金等と合算して支払うものとし、ます。
- (3) 前2項の支払のうちiD加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。ただし、iD会員（ケータイ型）にあっては決済用カード、iD会員（一体型）にあってはiD一体型カードのクレジットカード機能の支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定第29条（リボルビング払い）に基づき支払、「安心オプシオン」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約に基づき支払、当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規定第30条（分割払い）に基づいて支払うものとし、ます。

9 利用枠

- (1) iD会員（ケータイ型）は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。
- (2) iD会員（一体型）は、クレジットカード機能の利用枠の範囲内で、iD一体型カードを第6条に定めるとおり利用できるものとします。
- (3) 当行は、前2項にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD会員はこれに従うものとします。iD会員は、当行が適当と認めた場合、前2項にかかわらず、利用枠を超えてiD携帯又はiD一体型カードを利用できるものとし、その場合も、本会員であるiD会員は当然に支払の責を負うものとします。

10 盗難、紛失等

- (1) 本会員であるiD会員（ケータイ型）は、本会員又はその家族会員のiD携帯又はiD会員情報（ケータイ型）が盗難、紛失、詐取等（以下「紛失・盗難等」といいます。）によりこの決済システムにおいて他人に不正利用された場合、この決済システムでの当該利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。
- (2) iD会員（ケータイ型）は、iD携帯又はiD会員情報（ケータイ型）が紛失・盗難等にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。

11 会員保障制度

- (1) 前条第1項にかかわらず、当行はiD会員（ケータイ型）が紛失・盗難等により他人にiD携帯又はiD会員情報（ケータイ型）を不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、これによってiD会員（ケータイ型）が被るこの決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
- (2) 保障期間は、iD携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
- (3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - ① iD会員（ケータイ型）の故意又は重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ iD会員（ケータイ型）の家族・同居人・当行から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ iD会員（ケータイ型）が第4項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ 暗証番号入力を伴う取引についての損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

⑨ その他この特約及び会員規定の違反に起因する損害

- (4) iD会員（ケータイ型）は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当行がてん補に必要と認める書類を提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

12 有効期限

- (1) iD会員（ケータイ型）にあつては、iD会員情報（ケータイ型）の有効期限を当行が指定し、アクセスコードの通知と併せてiD会員（ケータイ型）に通知します。なお、当該有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員（ケータイ型）として認める場合には有効期限を更新し、iD会員（ケータイ型）に通知します。その場合、iD会員（ケータイ型）は改めて第5条に準じて会員登録を行うものとします。
- (2) iD会員（一体型）にあつては、iD一体型カードの表面に記載された月の末日までをこの決済システムの利用の有効期限とします。なお、有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員（一体型）として認める場合には、新たにiD一体型カードを送付します。ただし、この決済システムの利用状況によっては、iD会員（一体型）に事前に通知することなく、この決済システムの利用機能のない新カードを送付することがあり、その場合にはiD会員（一体型）を退会したものとします。iD会員（一体型）は有効期限経過後のiD一体型カードを直ちに裁断破棄するものとします。

13 退会、会員資格の取消

- (1) iD会員（ケータイ型）がiD会員（ケータイ型）を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
- (2) iD会員（一体型）がiD会員（一体型）を退会する場合は、iD一体型カードのクレジットカード機能の退会を届け出ることとします。
- (3) iD会員（ケータイ型）にあつては決済用カードを退会し、又は会員資格を取り消された場合、iD会員（一体型）にあつてはiD一体型カードのクレジットカード機能を退会し、又は会員資格を取り消された場合は、併せてiD会員としての会員資格を失うものとします。
- (4) iD会員（ケータイ型）は、第1項又は第3項によりiD会員（ケータイ型）を退会した場合又は会員資格を取り消された場合、直ちにiD携帯に登録されているiD会員情報（ケータイ型）を削除するものとします。なお、当該措置を行わなかったことにより第三者がiD携帯をこの決済システムで利用した場合、当該第三者による利用をiD会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。
- (5) iD会員（一体型）は、第2項によりiD会員（一体型）を退会した場合は、会員規定第21条（退会）によりiD一体型カードを提出するものとし、第3項によりiD会員（一体型）の会員資格を取り消された場合は会員規定第20条（会員資格の取消）によりiD一体型カードを返却するものとします。

14 再発行

- (1) 当行は、iD会員情報を登録する前のアクセスコードの紛失若しくは盗難等又はiD携帯の機種変更、紛失、盗難若しくは破損等の理由により、iD会員（ケータイ型）がiD会員番号及びアクセスコードの再発行を希望する場合は、当行所定の方法により届け出てください。当行が適当と認めた場合に限りiD会員番号及びアクセスコードを再発行します。
- (2) 前項の場合、iD会員（ケータイ型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

15 利用停止措置

当行は、iD会員がこの特約又は会員規定に違反した場合、iD会員（ケータイ型）にあつてはiD携帯又は決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断したとき、iD会員（一体型）にあつてはiD一体型カードの使用状況が適当でないと当行が判断したときは、会員に通知することなくiD携帯又はiD一体型カードによるこの決済システムの利用を停止することができるものとし、iD会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

16 この決済システムの一時的停止、中止

当行は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、iD会員に対する事前の通知なく、この決済システムの利用の中止又は一時停止をすることができます。この場合、当行は、この決済システムの利用を中止又は一時停止することにより、iD会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、この決済システムの利用が困難であると当行が判断した場合。
- ② その他、コンピュータシステムの保守その他、当行がやむを得ない事情でこの決済システムの利用の中止又は一時停止が必要と判断した場合。

17 免責

- (1) 当行は、iD会員（ケータイ型）がiD携帯を使用してこの決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能又はiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響及びiD会員（ケータイ型）又は第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意又は重過失があつた場合を除き責任を負わないものとします。
- (2) 当行は、この特約に別途定める場合を除き、iD携帯及びiD携帯内に装備された非接触ICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因によりiD会員（ケータイ型）がiD携帯を使用してこの決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。ただし、当行の故意又は重過失による指定アプリケーションの技術欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

18 年会費

iD会員は、当行に対して所定のiD会員年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

19 海外利用代金の決済レート等

この決済システムの海外でのショッピングご利用代金は、iD加盟店でのご利用時点で株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが運営する決済センターが指定するレートで円貨に換算します。

20 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し又は新特約を送付した後に最初にiD携帯又はiD一体型カードをこの決済システムで利用したときに、変更事項又は新特約を承認されたものとみなします。

21 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

以上

■ J P B A N K カード E T C 特約

1 定義

- (1) 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府縣市町村である道路管理者のうち、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が指定する者とします。
- (2) 「E T C システム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に E T C カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払のために止まることなく通行できるシステムとします。
- (3) 「E T C カード」とは、道路事業者が運営する E T C システムにおいて利用される、通行料金支払のために車載器を動作させる機能を有する専用 I C カードとします。
- (4) 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
- (5) 「路側システム」とは、E T C システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。
- (6) 「E T C マイレージサービス」とは、道路事業者が主となり運用する E T C 利用者向け割引サービスをいいます。なお、E T C マイレージサービスを利用する会員は道路事業者が定める「E T C マイレージサービス利用規約」を遵守するものとします。
- (7) 「E T C 前払割引」とは、道路事業者が主となり運用する E T C 利用者向け割引サービスをいいます。なお、E T C 前払割引を利用する会員は道路事業者が定める「E T C 前払割引サービス利用約款」を遵守するものとします。

2 E T C カードの貸与と取扱い

- (1) 当行は、当行に対し、この特約及び J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で E T C カードの利用申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）に、E T C カードを発行し、貸与します。
- (2) E T C カードの所有権は当行に帰属します。E T C カードは E T C カード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
- (3) 会員は、E T C カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、E T C カードを他人に貸与・譲渡・質入れしてはならず、また、理由の如何を問わず、E T C カードを他人に使用させ又は使用のために占有を移転させてはなりません。

3 E T C カードの利用

- (1) 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、

ＥＴＣカードを通行料金の支払手段とすることができます。

- (2) 前項にかかわらず、会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払に際し、ＥＴＣカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。
- (3) ＥＴＣシステムと当行が発行するクレジットカードの両方を取り扱う料金所では、原則として、ＥＴＣシステムの利用として取り扱うものとします。

4 利用代金の支払

- (1) 会員は、前条により負担する通行料金に係る債務を、会員規定に基づき、当行が会員に発行するクレジットカード（以下「決済用カード」といいます。）の利用代金として、その他の決済用カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
- (2) 前項の支払に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定第29条（リボルビング払い）に基づき支払、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約に基づいて支払うものとします。

5 ＥＴＣカードの利用枠

ＥＴＣカードは、決済用カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員が、決済用カードの利用枠を超えてＥＴＣカードを使用した場合も、会員は当然にその支払の責を負うものとします。

6 利用疑義

当行からの利用代金の請求は、ＥＴＣシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当行への支払義務は免れないものとします。

7 ＥＴＣカードの偽造、盗難、紛失等

- (1) ＥＴＣカードが偽造、盗難、紛失等（以下「紛失・盗難等」といいます。）により他人に不正利用された場合、会員は、そのＥＴＣカード利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。
- (2) 会員は、ＥＴＣカードが紛失・盗難等にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。

8 会員保障制度

- (1) 前条第1項にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難等により他人にＥＴＣカードを不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、これによって会員が被るＥＴＣカードの不正利用による損害をてん補します。
- (2) 保障期間は、ＥＴＣカードの入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。

(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。

- ① 会員の故意又は重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、会員に重大な過失があったものとみなします。
- ② 損害の発生が保障期間外の場合
- ③ 会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
- ④ 会員が第4項の義務を怠った場合
- ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
- ⑥ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
- ⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
- ⑧ ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイント及び還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害
- ⑨ ETC前払割引を利用する会員の前払金残高の減少により生じた損害
- ⑩ その他この特約及び会員規定に違反する使用に起因する損害

(4) 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要と認める書類を当行に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

9 年会費

会員は、当行に対して所定のETC年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

10 会員資格

会員が、決済用カードの会員を退会し又は会員資格を取り消された場合、ETCカードの会員資格を失うものとします。なお、退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

11 ETCカードの再発行

(1) 会員は、ETCカードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によりETCカードの再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限りETCカードを再発行します。この場合、本会員は、当行所定の方法により当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。

(2) ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、ETC前払割引、ETCマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続を行うものとし、変更手続が完了するまでのETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含みます。）対象とならない

ことをあらかじめ承諾するものとします。当行は、ＥＴＣカードの利用が割引（ＥＴＣマイレージサービスのポイント付与を含みます。）対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

12 ＥＴＣカードの利用停止措置

当行は、会員がこの特約若しくは会員規定に違反した場合、又はＥＴＣカード若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなくＥＴＣカードの利用を停止することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。当行は、ＥＴＣカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決又は損害賠償する責任を一切負わないものとします。

13 免責

- (1) 当行は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故、ＥＴＣシステム及び車載器に関する紛議に関し、これを解決し又は損害賠償する責任を一切負わないものとします。
- (2) 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずＥＴＣカードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ＥＴＣカードの使用を止め、直ちに当行に通知するものとします。
- (3) 当行は、ＥＴＣカードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

14 ＥＴＣ前払割引利用の場合の道路事業者への情報提供

ＥＴＣ前払割引を利用する会員は、ＥＴＣ前払金の立替金債務を支払わない場合、当行が会員に対する立替金債務に充当することを目的に、当行が道路事業者に対し会員番号、会員氏名、生年月日、当行届出の住所及び不払いの事実を通知する場合があることについてあらかじめ承諾するものとします。

15 ＥＴＣカードの有効期限

- (1) ＥＴＣカードの有効期限は、当行が指定するものとし、ＥＴＣカードの表面に記載した月の末日までとします。
- (2) 有効期限の２か月前までに第 10 条による退会の届出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいＥＴＣカードとこの特約を送付します。有効期限が経過した場合には、会員は有効期限が経過したＥＴＣカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。
- (3) ＥＴＣカードの有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえどもこの特約及び会員規定を適用するものとします。

16 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認め

られる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し又は新特約を送付した後にETCカードを利用したときに、変更事項又は新特約を承認されたものとみなします。

17 ETCシステム利用規程の遵守

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

18 会員規定の適用

ETCカードには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

以上

■ J P B A N K V I S A カード／マスターカード保証委託約款

（三井住友カード株式会社）

第 1 条 （委託の範囲および契約の成立）

1. 株式会社ゆうちょ銀行（以下「銀行」といいます。）が定める J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）に規定する J P B A N K V I S A カード／マスターカード（以下「カード」といいます。）の会員または入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）が、会員規定第 13 条に規定する保証会社である三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する債務保証の範囲は、会員規定に基づき、会員が銀行に対し負担するカード利用による債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と銀行との間に締結されている保証契約によるものとし、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとしします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとしします。
3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほか会員規定及びその特約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとしします。

第 2 条 （調査及び報告）

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、ただちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとしします。会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとしします。

第 3 条 （保証債務の履行）

会員は、会員が会員規定及びその特約等に従い支払いをしないとして、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と銀行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意します。

第 4 条 （求償権の範囲）

会員は、保証会社に対し、保証会社の会員に対する下記①から④に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとしします。

- ① 前条による保証会社の代位弁済額。
- ② 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。
- ③ 保証会社が弁済した翌日から年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算。閏年は 366 日。）による遅延損害金。

- ④ 保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条 (弁済の充当順序)

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。

第6条 (求償権の事前行使)

1. 会員が次の各号の1つにでも該当する時は、保証会社から第3条の保証債務履行前に求償権を行使されることに同意するものとします。

- (1) 保証会社および銀行に対する債務の1つでも期限に弁済せずまたは取引規定の1つにでも違反したとき。
- (2) 仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類する倒産手続開始の申立をしたときまたは受けたとき。
- (3) 手形交換所から不渡処分を受けたとき。
- (4) 租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
- (5) 支払いを停止したとき。
- (6) 会員規定に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。
- (7) その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、ただちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第7条 (費用負担)

保証会社が第3条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第8条 (合意管轄)

会員は、本約款に関しての訴訟、調停および和解については保証会社の本社、支社、支店または営業所所在地の簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第9条 (保証契約の改定)

保証会社と銀行との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第10条 (保証の打ち切り)

1. 会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社と銀行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、本約款にかか

ならず保証会社は何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をする場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。

2. 会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第 11 条 （届出事項）

1. 会員は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、ただちに銀行に書面によって届出をし、銀行は変更内容を保証会社に通知するものとします。
2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

第 12 条 （準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とします。

以上

■保証会社（三井住友カード株式会社）の個人情報の取り扱い に関する同意条項

本同意条項は、JP BANK VISA カード／マスターカード保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。

第1条 （保証会社における個人情報の収集・保有・利用等）

会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 保証依頼時に会員等がJP BANK VISA カード／マスターカード保証委託申込書に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）。
- ② 官報や電話帳等の公開情報。

第2条 （個人信用情報機関への登録・利用）

1. 株式会社ゆうちょ銀行（以下「銀行」といいます。）が定めるJP BANK VISA カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）に規定するJP BANK VISA カード／マスターカード（以下「カード」といいます。）の本会員および本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が各々加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む。）が登録されている場合には、割賦販売法第39条等により、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意するものとします。
2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報が当該機関に下表の「登録

期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。ただし、提携信用情報機関の加盟会員により利用される情報は下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

<保証会社の加盟信用情報機関のうち利用する個人信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

名 称	所 在 地	電 話 番 号	ホームページ アドレス
株式会社 シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp
株式会社 シーシービー	〒162-0823 東京都新宿区 神楽河岸 1-1 セントラルプラザ7F	0120-440-029	http://www.ccbinc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

※株式会社シーシービーは、主にカード会社、信販会社、消費者金融専門会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。

○銀行もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

名 称	電 話 番 号	ホームページアドレス
全国信用情報センター連 合会（全情連）加盟の個人信 用情報センター	0120-441-481 （最寄りの全情連加盟の個人信用 情報センターにつながります）	http://www.fcbj.jp
全国銀行個人信用情報セン ター	03-3214-5210	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※全国信用情報センター連合会加盟の個人信用情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用

情報機関です。

※株式会社シー・アイ・シー並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の個人信用情報機関および提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行および保証会社では行いません）。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社シーシービーへの登録：保証会社が利用した日より6ヶ月を超えない期間
③本約款に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間
⑤苦情調査中である旨	当該調査中の期間
⑥本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

※上記「本約款に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月、月々の支払い状況（解約、完済等の事実を含む。）となります。

第3条 （個人情報の預託）

会員等は、保証会社が保証会社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、保証会社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第4条 （個人情報の第三者提供）

1. 銀行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個

個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」といいます。）。
 - ② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報。
 - ③ 会員等からの電話等で問合せ等により銀行が知り得た情報。
 - ④ 会員等の銀行におけるカード以外の取引に関する残高情報・返済状況等の情報。
 - ⑤ 会員等の銀行における本人確認情報および与信評価情報。
 - ⑥ 会員等の銀行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報。
 - ⑦ その他銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報。
- (2) 会員等は、前号にある代位弁済前の個人情報を、代位弁済後においても同様、銀行が保証会社に提供することに同意するものとします。

2. 保証会社から銀行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意するものとします。

- ① 保証会社での保証審査の結果に関する情報。
- ② 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報。
- ③ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報。

3. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者にも内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第5条 （個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、保証会社、個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 保証会社に開示を求める場合には、第10条記載の窓口ご連絡するものとします。保証会社は開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載）でもお知らせします。

(2) 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第6条 （会員契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が保証を依頼した事実は、第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

第7条 （退会・会員資格取消・保証打ち切りの場合）

会員が会員規定に基づき退会もしくは会員資格取消となったとき、または保証約款第10条1に基づく保証打ち切り後も、本同意条項第1条に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または保証会社が定める所定の期間個人情報情報を保有し、利用します。

第8条 （保証約款等に不同意の場合）

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、保証をお断りする場合があります。

第9条 （本同意事項の変更）

本同意事項は法令に定める手続により、必要範囲内で変更できるものとします。

第10条 （個人情報に関する問合せ先）

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記の窓口にて受付られます。

<保証会社の問合せ窓口>

三井住友カード株式会社 お客様相談室

〒105-8011 東京都港区新橋5-2-10 電話番号 03-3459-4712

〒541-8537 大阪府中央区今橋4-5-15 電話番号 06-6201-3634

以上

■Edy サービス利用約款(ビットワレット株式会社)

第1条 (目的)

本約款は、ビットワレット株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネーエディによる Edy サービスの利用について規定するもので、利用者が Edy カードに蓄積された電子マネーエディにより Edy サービスを利用するにあたり、本約款が適用されます。

第2条 (定義)

本約款において使用する語句の定義は、つぎのとおりとします。

- Edy サービス 利用者が加盟店から商品等の購入又は提供を受ける際、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy カードに蓄積されたエディを利用した場合、利用されたエディに相当する額については当社が加盟店に対して支払うサービス。
- Edy カード 利用者が本約款に従ってエディを蓄積し利用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等。
- エディ 貨幣価値を電子的方法で電子的情報に置き換え、Edy カードを媒体としてのみ蓄積、使用される円を単位とする電子的価値（電子マネー）で、当社が所定の方式で利用者に発行するもの。
- Edy マーク Edy カードであることを認識するためにカード券面に表示され、また加盟店標識として使用される Edy サービスのマーク。
- 利用者 Edy カードを正当に保有する者で、当社が発行するエディを正当に入手して、当社の定める方法でエディを利用する方。
- 加盟店 当社と Edy サービスの取扱いに関する加盟店契約を締結し、エディの利用により、利用者に対して商品等の販売又は提供を行う事業者。
- 商品等 利用者がエディの利用により購入又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等。
- エディ端末 利用者がエディの利用により商品等の購入又は提供を受ける際に必要となる機器で、加盟店又はその指定する場所に設置されるエディの受入端末機器。
- Edy チャージャー 利用者が本約款第6条によりエディを購入することのできる端末機器。Edy チャージャーの設置場所は、インターネットを介して公開する当社のホームページに掲載されます。
- パーソナルリーダ・ライター 利用者が、インターネットを介してエディを購入する際、又は、インターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金を加盟店に対しエディで支払う際に必要となる、エディ用の端末機器。

第3条 (エディ等の利用)

1. 利用者は、当社が発行するエディによる Edy サービスの利用について、本約款を遵守するものとします。

2. 利用者は、Edy マークを掲示した加盟店で、エディを利用して商品等を購入することができるものとします。

第4条（パーソナルリーダー・ライタの取扱）

1. 利用者は、インターネットを利用した取引においてエディの利用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライタを利用者の費用により入手するものとします。
2. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、利用者が使用するコンピューター等（以下「パーソナルリーダー・ライタ接続コンピューター」といいます。）に当社が指定する方法で接続して使用するものとします。なお、コンピューターの種類によっては、パーソナルリーダー・ライタの接続ができない場合がありますので、事前にご確認ください。
3. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、水濡れや高温になる環境に置かないものとするほか、本来の目的・用途以外には使用しないものとします。

第5条（エディの取扱）

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的でエディを利用することはできず、かつ、営利目的にエディ、Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタを使用しないものとします。
2. 利用者が Edy カード 1 枚に蓄積することのできるエディの金額は、金 50,000 円相当を限度とします。利用者は、限度額の範囲内であれば何度でも、本約款に従い当社からエディを購入し、Edy カードに蓄積することができるものとします。
3. エディの未使用残高は、エディ端末、パーソナルリーダー・ライタ接続コンピューター又は Edy チャージャーに表示される方法で確認できます。
4. 利用者は、エディ、Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタの破壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由の如何にかかわらずエディの複製を試みたり、そのような行為に加担・協力してはならないものとします。

第6条（エディの購入）

1. 利用者は、エディの購入を希望するときは、当社に対し所定の方法により申し込むものとします。
2. 利用者のエディに係る売買契約は、エディが利用者の Edy カードに蓄積された時に成立するものとします。なお、1 回に購入できるエディの額は、第5条第2項の定めにかかわらず金 25,000 円相当を限度とし、かつ、当社所定の金額単位でのみ購入できるものとします。
3. 利用者が支払ったエディの購入代金は、利用者から当社に対し直接又は提携会社を通じて支払われるものとします。
4. エディは、当社又は提携会社所定の時間内に購入することができるものとします。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、エディ偽造等の安全管理その他やむを得ない事由等により、エディの販売が中止されることがあり、この場合は利用者は異議を述べないものとします。

第7条（エディの使用）

1. 利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edy カードに蓄積されたエディを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができるものとします。ただし、加盟店により、商品等の代金の一部支払いには利用できない場合があります。
2. 利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をエディで支払う場合は、当該加盟店がエディ端末に利用者の購入した商品等の代金額を入力した後、利用者が Edy カードをエディ端末の定められた部分に触れさせることにより（加盟店に代行させる場合を含む。以下、同様とします。）同額のエディを移転させ、当該加盟店に対する当該代金を支払うものとします。この場合、商品等の代金額及び使用後のエディの残高は、エディ端末に表示されますので、この表示された時点をもって、利用者は、当該代金表示金額及びエディ残額表示金額に誤りのないことを確認したものとみなします。
3. 利用者が加盟店に商品等の代金をインターネットを通じてエディで支払う場合は、利用者はパーソナルリーダー・ライタ接続コンピューターの画面の指示に従い、Edy カードより商品等の代金額と同額のエディを移転させて、加盟店に当該代金を支払うものとします。
4. 前2項の場合、エディ端末又はパーソナルリーダー・ライタ接続コンピューターに支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者の Edy カードから加盟店のエディ端末に対するエディの移転が完了し、これにより当該エディと同額の金銭を引き渡したのと同様の効果を生じるものとします。なお、エディ端末にエディが不足している旨の表示がされた場合は、利用者は当該不足額について現金等で清算するものとします（インターネットでの利用においてエディに不足額が生じた場合には、エディによる購入はできません。）。
5. 利用者は、本条2項及び3項の場合において、エディが正常に移転するまで、Edy カードをエディ店舗端末の定められた部分に触れさせなければならないものとします。Edy カードをエディ店舗端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、エディが正常に移転しなかった場合、利用者は、加盟店又は当社の指示に従うものとします。
6. 当社は、利用者がエディにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。

第8条（エディ使用後の取扱い）

前条第4項のエディの移転後、利用者と加盟店の間のエディ移転の原因となる取引行為に無効、取消、解除等が生じた場合であっても、利用者は当社及び当該加盟店に対して当該エディの移転の取消、返還を求めることはできないものとします。この場合、利用者と当該加盟店との間の清算は、現金等により行われるものとします。

第9条（Edy サービスの利用中止等）

1. 当社がつぎのいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなくエディ、パーソナルリーダー・ライター及び Edy カード等 Edy サービスの利用を全面的に、あるいは部分的に中止又は停止することがあります。
 - ① Edy カード又はこれに蓄積されたエディ（利用者の保有か否かを問わない）が偽造又は変造されたもの、不正使用されたもの、あるいは、その疑いのある場合。
 - ② Edy カード又はパーソナルリーダー・ライターの破損又は電磁的影響その他の事由によるエディの破壊及び消失、あるいは、Edy サービスに関するシステムの故障、停電、通信回線の不全・混雑、その他の事由によるエディ端末の使用不能の場合。
 - ③ Edy サービスに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりシステムの全部又は一部を休止する場合。
 - ④ 利用者のエディ使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのある場合。
 - ⑤ 利用者の Edy カード又はパーソナルリーダー・ライターの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのある場合。
 - ⑥ その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 前項のエディ、パーソナルリーダー・ライター及び Edy カード等 Edy サービスの全部又は一部の利用中止等により、利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、Edy カード又はこれに蓄積されたエディが、偽造、変造されたものであることを知ったときは、Edy カード又はエディを利用してはならないものとします。この場合、利用者は当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造された Edy カード又はエディを当社所定の方法により当社に提出するものとします。

第 10 条（Edy カード等の紛失、盗難等）

Edy カード又はパーソナルリーダー・ライターの紛失、盗難等により、Edy カードに蓄積された未使用のエディが紛失又は第三者による不正使用等の損害が生じた場合でも、当社は責任を負わずすべて利用者の負担とします。

第 11 条（エディに生じた事故）

1. Edy カードに蓄積されたエディが、Edy カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当該 Edy カードを直ちに当社所定の方法により当社に提出するものとします。
2. 当社は、前項の Edy カードに未使用のまま蓄積されたエディの額面を当社所定の方法で確認し、これによって判明した未使用のエディに相当する金額を当社所定の方法で利用者に返還するものとします。

第 12 条（エディの換金）

1. エディの換金は、前条第 2 項、本条及び第 16 条に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、行なえないものとします。
2. 当社の都合によりエディの利用等 Edy サービスを全面的に停止する場合には、利用

者は当社に対してエディの換金を申し出ることができるものとします。この場合、当社は、当社所定の場所において当社所定の方法により、利用者の Edy カードに蓄積された未使用のエディの額面を確認し、換金を行うものとします。なお、換金を実施した Edy カードは、以後 Edy カードとして利用することはできません。

3. 当社は、換金を申し出られた方が正当な Edy カードの所持者であることが確認できない場合は、換金の申し出を断ることができるものとします。
4. エディの換金を行う場合、利用者は当社所定の手数料を当社に支払うものとします。

第 13 条（情報の収集）

当社は、本約款にもとづく取引において、利用者の個人情報の収集を行いません。ただし、当社は、換金の手続きを行うにあたり、利用者の住所、氏名等の情報を収集することがあります。この場合、当社は、収集した情報を換金の手続きのためにのみ利用することとし、また善良なる管理者としての注意を払って当該情報を管理するものとします。また、当社は、利用者個人を特定することなく、加盟店等よりエディ及び Edy カードの使用履歴、その他これに準ずる情報の提供を受け、Edy サービスの管理運営上必要な範囲で利用するものとします。

第 14 条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がエディを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第 15 条（契約違反等）

当社は、利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、本約款にもとづく利用者のエディに関する一切の利用資格を直ちに取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対しエディの利用の中止を求めることができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ① 本約款に違反したとき。
- ② 当社が利用者のエディ利用状況等から、Edy サービスの利用者として不適格と判断したとき。

第 16 条（Edy サービスの終了等）

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他ソニー又は当社の都合等により、エディ及び Edy カード等 Edy サービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は利用者に対して、当社所定の方法で事前に通知するものとします。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用のエディについて第 12 条による換金手続きを行うものとします。

第 17 条（制限責任）

エディ及び Edy カード等 Edy サービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失にもとづく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、当社は責を負わないものとします。

第 18 条（合意管轄裁判所）

利用者は、本約款にもとづく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、利用者の住所地或いは当社の本店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 19 条（附帯条件）

1. 利用者は、Edy サービス機能が搭載されるカードの種類（社員証、クレジットカード等）により、Edy サービスの利用の一部が制限されることがあることを承諾します。
2. 利用者は、Edy サービス機能が搭載されたカード等の有効期間が満了した場合又は利用資格を喪失した場合等当該カードを当該カードの発行会社に返却する必要がある場合には、当該カードに蓄積されたエディを使い切り、これを当該カード発行会社に返却するものとします。
3. 前項の返却に際して、エディが蓄積された Edy サービス機能が搭載されたカードが返却された場合には、利用者は、そのエディの使用権を放棄したものと取扱われることを、承諾するものとします。

附 則

本約款は、平成 19 年 5 月 30 日から適用します。

【お問合せ・ご相談窓口】

本約款に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

ビットワレット株式会社

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号 0570-081-999 / 03-6420-5699

お客様へのご注意

Edy サービス機能が搭載された会員証又は社員証等に関して当該会員証又は社員証等発行会社が規定する規約等の中に、エディの利用に関して本約款の規定と矛盾する規定が存在する場合には、本約款の規定が優先致しますのでご注意ください。

以上

■ J P B A N K カード P i T a P a 特約

1 適用会員

- (1) この特約は、ゆうちょ銀行（以下「当行」という。）及び株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。なお、当行とスルッとをあわせて、以下「両社」という。）に対し、この特約、J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定、P i T a P a 会員規約（以下「規定等」という。）を承認のうえ、当行所定の方法で「J P B A N K カード P i T a P a」（以下「P i T a P a カード」という。）の申込みをし、両社が適当と認めた方（以下「特約本会員」という。）に対して適用します。
- (2) この特約は、特約本会員が P i T a P a カード利用により生じるすべての責任を負うことを承諾した家族で、P i T a P a カードの申込みをされ、両社が適当と認めた方（以下「特約家族会員」という。）に対しても適用します。

2 P i T a P a カードの申込み及び発行等

- (1) J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定第 1 条（会員）第 1 項の本会員に限り、前条の P i T a P a カードの申込みができるものとします。
- (2) 両社は特約本会員又は特約家族会員（以下「特約会員」という。）にそれぞれ P i T a P a カードを発行し、貸与します。
- (3) P i T a P a カードの所有権は両社に帰属します。P i T a P a カード表面に印字された特約会員本人以外は利用できません。また、違法な取引に使用してはなりません。

3 サービス等の利用

- (1) 特約会員は、P i T a P a カードにより、P i T a P a 会員規約に定めるスルッとが提供する P i T a P a 機能及び付帯サービス（以下「サービス等」という。）を、同規約又はスルッとが別に定める方法により利用することができるものとします。
- (2) 特約会員は、サービス等について問い合わせる場合は、下記のスルッとが運営する「P i T a P a コールセンター」に連絡するものとします。

4 P i T a P a 利用代金の立替払いの委託及び承諾等

- (1) 特約本会員は、P i T a P a 会員規約第 32 条（立替払いの委託および承諾等）により、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という。）が特約本会員に対して取得する立替金債権について、当行が三井住友に対して別途締結した立替払い契約に基づき、P i T a P a 利用代金に関する債権の立替払いをすることをあらかじめ委託することを承諾するものとします。
- (2) 特約本会員は、前項により、当行に対して、P i T a P a カードの P i T a P a 会員規約に基づく利用代金について一切の支払債務を負担するものとします。
- (3) P i T a P a 会員規約第 32 条（立替払いの委託および承諾等）第 4 項により三井

住友に移転した商品の所有権は、第1項により当行に移転し、債務の完済まで当行に留保されます。

5 PiTaPaカードの利用に関する請求

PiT a P aカードを使用して生じたPiT a P a会員規約に基づく債務については、当行が一括して請求するものとし、特約本会員はJ P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定に基づく債務と併せて支払うものとします。

なお、当行に支払うべき当該債務の支払は、毎月末までに立替払いの当行への請求手続が終了したものを、翌々月 26 日（当日が当行休業日の場合は翌営業日）となります。

6 バリュースタンプ残高の返金と未払い債権への補填

(1) 特約本会員がPiT a P aカードを再発行した場合又はPiT a P aカードの有効期限を更新した場合、PiT a P a会員規約の定めにかかわらず、当行はスルッとに代わりPiT a P aカードのバリュースタンプ残高をJ P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定第 14 条（代金決済口座及び決済日）の通常貯金へ返金するものとします。ただし、当該返金に際して当行より特約本会員に対して請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、当該請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、PiT a P aカードの返却がなされない場合、当行は返金に応じることはできません。

(2) 特約会員が第 14 条により会員資格を取り消された場合、当行は、PiT a P aカードのバリュースタンプ残高を立替払い金相当額及び未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュースタンプ残高が立替払い金相当額及び未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、当行所定の方法により差額を返金するものとします。

(3) 特約会員が第 13 条により退会した場合等、スルッとが適当又は必要と認めた場合は、スルッとに代わり当行が特約本会員に対してPiT a P a会員規約第 36 条（バリュースタンプ残高の返金と未払い債権への補填）第 3 項のバリュースタンプ手数料を当行所定の方法により別途ご請求します。ただし、当該バリュースタンプ手数料はPiT a P aカードのバリュースタンプ残高と相殺できるものとし、バリュースタンプ残高が当該バリュースタンプ手数料を上回る場合は、差額を当行所定の方法により返金します。

7 会員保障制度

(1) 紛失・盗難によりPiT a P aカードが他人に不正利用された場合には、特約会員がPiT a P a会員規約第 8 条（紛失・盗難）によりスルッと及び当行へ通知したときに限り、当行は、当該通知の日前 60 日間に特約会員が被ったPiT a P aカードの不正利用による損害を補填します。

(2) 前項にかかわらず、次に掲げる場合については、当行は、補填の責を負いません。

① 会員の故意又は重大な過失に起因する損害の場合

② 会員の家族、同居人等又は当行が送付したPiT a P aカードを代理受領した

者による不正利用に起因する損害の場合

- ③ 会員が次項の書類の提出を怠り又は調査に協力しなかった場合
 - ④ 虚偽の届出の場合
 - ⑤ 暗証番号の入力を伴う取引についての損害の場合
 - ⑥ 戦争、地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害の場合
 - ⑦ 損害の発生が保障期間外の場合
 - ⑧ その他この特約に違反する使用に起因する損害
- (3) 特約本会員は、損害の補填を請求しようとするときは、損害の発生を知った日から30日以内に当行が補填に必要と認める書類を提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

8 年会費等

特約本会員は、両社に対して各々の規定等に基づき所定の年会費等を支払う場合、各々所定の方法で支払うものとします。

9 P i T a P aカードの有効期限

- (1) P i T a P aカードの有効期限は、両社が指定するものとし、P i T a P aカードに記載した月の末日までとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに第13条の退会の申出がなく、かつ、両社が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいP i T a P aカード並びにこの特約及びP i T a P a会員規約を送付します。有効期限が経過した場合には、特約会員は有効期限を経過したP i T a P aカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に生じた損害については、両社は責任を負いません。

10 届出事項の変更

両社に届け出た住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、直ちに特約会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、P i T a P aカード及び通帳を添えて、特に取り扱わないことを当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（郵便局株式会社が委託した者の事務所を含みます。）（以下この項において「本支店等」という。）以外の本支店等（以下「取扱本支店等」という。）に届け出てください。

ただし、P i T a P aカードの紛失・盗難等、当行が適当と認める場合は、P i T a P aカード又は通帳の提出は必要ありません。

11 P i T a P aカードの再発行

特約本会員は、P i T a P aカードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして両社が認めた事由により、P i T a P aカードの再発行を受けようとするときは、両社所定の方法により請求してください。両社が適当と認めた場合に限り、P i T a P aカードを再発行します。この場合、特約本会員は、両社所定の方法により両

社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

12 情報の提供に関する同意

- (1) 特約会員及び第2条第1項の申込みをした方（以下「特約会員等」という。）は、当行がこの特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、P i T a P a 会員規約第41条に代えて本条及びJ P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されることに同意するものとします。
- (2) 特約会員及び第2条第1項の申込みをした方（以下「特約会員等」という。）は、両社がP i T a P a カードの発行・管理、与信業務及び債権管理業務を目的として、次の①から⑤までの情報を相互に提供し、利用することに同意します。
 - ① この特約等に基づき届出のあった特約会員等としての情報。
 - ② P i T a P a カードの申込みに対する審査の結果。ただし、両社が適当と認めなかった理由は除きます。
 - ③ P i T a P a カードの会員番号・有効期限及び変更後のP i T a P a 会員番号・有効期限。
 - ④ P i T a P a 会員番号が無効となった事実。ただし、無効となった理由は除きます。
 - ⑤ 特約会員が会員資格を喪失した事実。ただし、喪失した理由は除きます。
- (3) 特約会員は、両社が次の①及び②を目的とし又は当該目的の範囲内において特約会員のP i T a P a カードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。
 - ① 両社が各々の与信業務及び債権管理業務を行うため
 - ② 両社が各々の提供するサービスに関する業務を行うため
- (4) 両社は、前2項により共有する情報を厳正に管理し、それぞれ両社所定の規定により取り扱うものとします。特約会員は、当該情報の利用中止の申出をしようとするとき又は当該情報の開示・訂正・削除の請求をしようとするときは、それぞれ両社所定の規定に基づき行うこととします。

また、特約会員は、スルツとがP i T a P a 会員規約に基づき、加盟社局に情報を提供することをあらかじめ同意するものとします。

13 退会

- (1) 特約本会員は、退会しようとするときは、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び特約本会員のP i T a P a カード（特約家族会員のためのP i T a P a カードを発行している場合は当該P i T a P a カードも含まれます。）を添えて、取扱本支店等に提出してください。
- (2) 特約本会員は、特約家族会員のみが退会する場合も、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び特約家族会員のためのP i T a P a カードを添えて、取扱本支店等に提出してください。

14 資格取消

両社は、特約会員が次の①から④までのいずれかに該当した場合には、特約会員の会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、特約会員は、速やかにP i T a P aカードを当行に返却するものとします。また、特約会員の会員資格を取り消された場合、特約会員は当行に対する当該会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

- ① 両社各々の規定等のいずれかに違反した場合
- ② 両社のうちいずれかが特約会員によるP i T a P aカードの利用を不相当と認めた場合
- ③ 両社が有効期限を更新した新しいP i T a P aカードを発行せず、P i T a P aカードの有効期限が経過したとき
- ④ 特約会員が、P i T a P a会員規約第1条（本会員）の本会員としてスルツとからこの特約に基づくP i T a P aカード以外のP i T a P a会員規約第3条（カードの発行と種類）のカード（スルツと若しくは当行が他社と提携して発行するカードを含みます。）を貸与されている場合、P i T a P aカード及びP i T a P a会員規約第3条（カードの発行と種類）のカードの一部又は全部において、前3項のいずれかに該当した場合
- ⑤ 特約本会員がJ P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定第21条（退会）の届出をした場合、又は同第20条（会員資格の取消）により会員資格を取り消された場合

15 P i T a P aカードの紛失・盗難

- (1) P i T a P aカードの紛失・盗難の場合には、特約会員は、速やかにその旨を両社に通知し、かつ、最寄りの警察署に届け出てください。この場合、両社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
- (2) カードの紛失・盗難・詐取・横領等により、カード又は未使用のバリューが他人により不正利用等され損害が生じた場合でも、両社は一切の責任を負わないものとします。

16 P i T a P aカードの提出

特約本会員は、第11条、第13条又は第14条により、P i T a P aカードを取扱本支店等に提出しようとする場合において、当該P i T a P aカードにP i T a P a会員規約第24条（カードの利用）第1項④のI C定期券としての利用をしているときは、事前に同第24条（カードの利用）第1項④の加盟社局に対して申出を行い、当該I C定期券としての利用を廃止してから取扱本支店等にP i T a P aカードを提出してください。

17 この特約の不同意

両社は、特約会員等がP i T a P aカードの申し込みに際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合又は第12条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合には、P i T a P aカードの発行をお断りすることがあります。

18 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更できることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知し又は新特約を送付した後に最初にP i T a P aカードを利用したときに、変更事項又は新特約が承認されたものとみなします。

19 規定等の適用

P i T a P aカードには、この特約のほか、当行が定める「J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定」及びスルッとが定める「P i T a P a会員規約」が適用されます。ただし、J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定及びP i T a P a会員規約とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

【個人情報に関するお問い合わせ】

ゆうちょ銀行 <本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2

※手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

株式会社スルッと KANSAI

〒542-0081 大阪市中央区南船場3丁目11番18号 電話 06-6258-0777

以上